

1 住生活基本計画の公営住宅供給目標量

(1) 公営住宅供給目標量の考え方

都道府県は、住生活基本計画(都道府県計画)に公営住宅供給目標量を定めるにあたり、あらかじめ国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないと、住生活基本法に定められています。

(2) 公営住宅供給目標量の設定方法

国が示すプログラムを活用し、当面10年間の公的・民間賃貸の運営・誘導方針及び公営住宅の供給目標量を設定します。

都道府県内における将来需要予測を見据えつつ、公営住宅を含む各種の公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の現状を把握した上で、これらにより要支援世帯に対応するための整備・運営及び誘導方針を検討し、そのうち公営住宅による対応の考え方、すなわち公営住宅の目標供給量の考え方を整理

公営住宅の供給目標量設定の考え方

< 推 計 >

10年後に公営住宅以外の借家に居住する世帯

↓ 年収等で絞り込み

公営住宅入居資格世帯

↓ 居住面積や家賃等で絞り込み

年収・居住面積等に基づく要支援世帯

○ 世帯

公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数

要支援世帯数

要支援世帯数に対応可能な住戸数

○ 戸

公的賃貸住宅

○ 戸

民間賃貸住宅

公営住宅の供給量

新規入居者用

既入居者用

現時点の総ストック

空家募集

○ 戸

新規整備

○ 戸

建替等

○ 戸

UR・公社賃貸等

○ 戸

居住サポート・セーフティネット住宅等

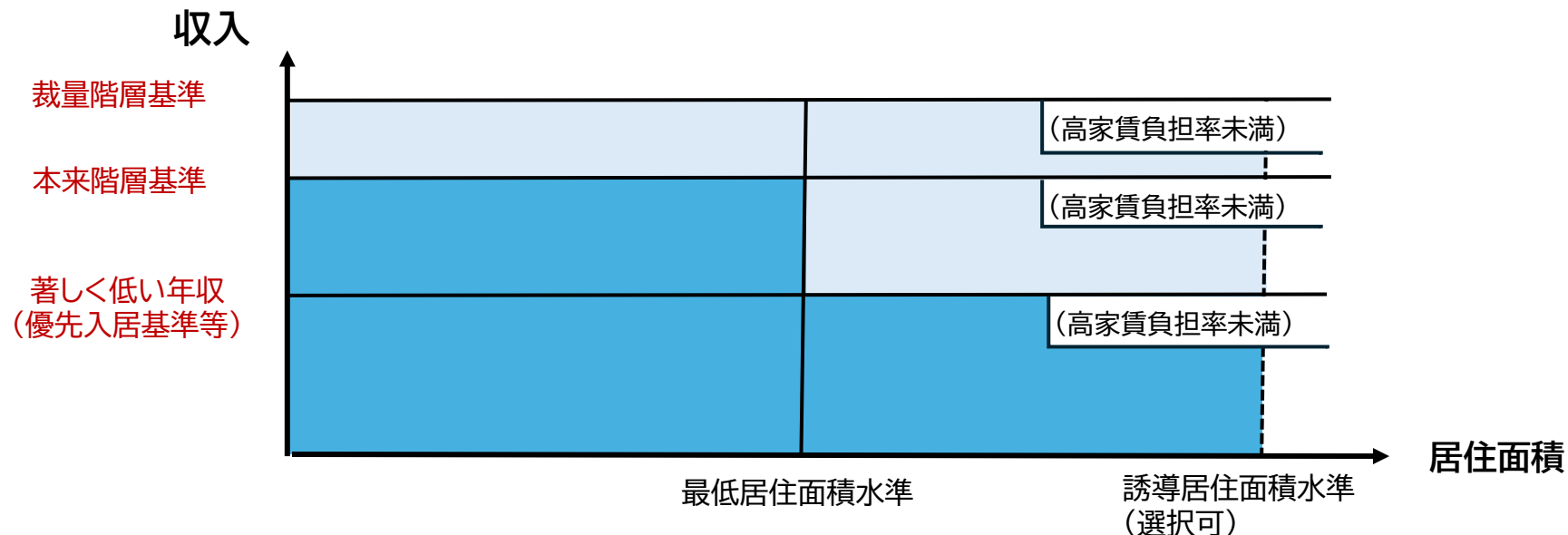
○ 戸

総数

○ 戸

となるように目標量を設定

要支援世帯の算定の考え方



裁量階層基準	月収21.4万円 (収入分位40%)以下
本来階層基準	月収15.8万円 (収入分位25%)以下

最低居住面積水準	(1) 単身者 25㎡ (2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡
誘導居住面積水準	一般型(都市居住型) 誘導居住面積水準 ① 単身者 55㎡ (40㎡) ② 2人以上の世帯 25㎡ (20㎡)×世帯人数 + 25㎡ (15㎡)